

平成23年8月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録

平成23年8月1日 開会

平成23年8月1日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成23年8月1日（月曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議会運営委員の選任
- 日程第 5 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
同意を求める件
- 日程第 6 議案第8号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保
険料の減免に関する条例の専決処分について承認を求める件
- 日程第 7 議案第9号 平成23年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第1号）の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23名）

1番	小木田 喜美雄	2番	武 田 正 廣
4番	藤 原 美佐保	6番	伊 藤 祐 悦
7番	児 玉 一	8番	長谷部 誠
9番	千 田 正 英	10番	児 玉 裕 一
11番	佐 藤 吉次郎	12番	佐 藤 文 昭
13番	佐 藤 峯 夫	14番	鹿兒島 巖
15番	長 井 直 人	16番	藤 原 幸 美
17番	三 浦 正 隆	18番	須 藤 正 人
19番	渡 邊 彦兵衛	20番	小 野 廣

21番 齋藤紀男
23番 松田知己
25番 佐々木哲男

22番 高橋浩人
24番 菅原政一

欠席議員（2名）

3番 五十嵐忠悦

5番 渡部幸男

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積 志	副広域連合長	栗林 次美
副広域連合長	齋藤 正寧	事務局 長	岡田 裕一
事務局 次長	石川 進	総務課 長	高橋 勉
業務課 長	秋山 恵子	会計管理 者	川上 裕隆

議会担当職員出席者

議会書記 田口 真理子

議会書記 高橋 将智

午後2時30分 開会

○議長（武田正廣） 本日の出席議員は、23名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。これより平成23年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

新議員の紹介

○議長（武田正廣） 会議に先立ちまして、ご報告申し上げます。

平成23年2月定例会後、3市村のそれぞれの議会において広域連合議会議員の選挙が行われており、当選されました皆様をご紹介します。

私から選挙実施月日順にお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

上小阿仁村議会議員の長井直人議員。

大館市議会議長の藤原美佐保議員。

秋田市議会議長の小木田喜美雄議員。

以上、3名の方が広域連合議会議員として当選されました。よろしくようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（武田正廣） 諸般の報告は朗読を省略し、各議員への配付をもって報告といたします。

日程第1 議席の指定

○議長（武田正廣） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、長井議員は15番、藤原議員は4番、小木田議員は1番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（武田正廣） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、渡邊彦兵衛議員、佐藤文昭議員の2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（武田正廣） 次に、日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 議会運営委員の選任

○議長（武田正廣） 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

現在1名欠員となっております議会運営委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って定めることとされております。

お諮りいたします。慣例により、議長、副議長、市長、町村長、市議会議員並びに町村議会議員から各1名を選任していることから、今回欠員となった町村議会議員区分から八峰町の須藤正人議員を選任することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、須藤正人議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

須藤議員を紹介いたします。

○18番（須藤正人） よろしくお願ひいたします。

日程第5 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
同意を求める件

○議長（武田正廣） 次に、日程第5、同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件を議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件をご説明申し上げます。

副広域連合長齋藤正寧氏は、平成23年2月28日をもって任期満了となっております。そこで、引き続き齋藤正寧井川町長を選任いたしたく、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（武田正廣） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案ですので、直ちに採決することにいたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで齋藤副広域連合長の出席を求めます。

このまま暫時休憩いたします。

〔午後2時36分 休憩 ・ 午後2時37分 開議〕

○議長（武田正廣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで齋藤副広域連合長からあいさつの申し出がありましたので、発言を許します。齋藤副広域連合長。

○副広域連合長（齋藤正寧）　ただいま皆さんから副連合長に同意をいただきました。大したこともできませんけれども、一生懸命連合長を補佐しながら職務を全うしたいと思います。よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

日程第 6 議案第 8 号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の専決処分について承認を求める件から

日程第 7 議案第 9 号 平成 23 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件まで

○議長（武田正廣）　次に、日程第 6、議案第 8 号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の専決処分について承認を求める件から、日程第 7、議案第 9 号平成 23 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件まで、以上 2 件を一括議題といたします。

それでは、ただいまの 2 件について、概要説明を求めます。広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志）　平成 23 年 8 月広域連合議会臨時会が開会され、今臨時会提出の単行案及び予算案をご審議いただくに当たり、概略を説明申し上げます。

提出案件の説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

後期高齢者医療制度廃止後の新たな高齢者医療制度のあり方については、厚生労働大臣が主宰する高齢者医療制度改革会議で最終報告がまとめられ、今通常国会へ関連法案を提出し、平成 25 年 3 月からの新制度の施行につなげることでしてございました。しかしながら、皆様ご存知のとおり、3 月 11 日に発生いたしました東日本大震災の被災者への支援対応が最優先で進められる中で、今国会へははまだ法案提出はされておらず、新制度への移行については先行きが不透明な状況となっております。

当広域連合といたしましては、こういった国の今後の動向を慎重に注視しつつ、常に最新の情報収集に努め、各関係団体とも連携しながら、地域の実情や広域連合としての意見を国に伝えてまいりたいと考えております。

今後とも県内の 18 万余の被保険者の皆さんが安心して必要な医療を受けることができるよう、各市町村と緊密な連携を図りながら現行の医療制度の運営責任を果たしてまいりたいと考えております。

次に、議案の内容についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第8号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の専決処分について承認を求める件についてご説明申し上げます。

この条例は、3月11日に発生いたしました東日本大震災における被災者に対し、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等が施行されたことを受け、被災者への保険料の減免についての規定を制定したものであります。平成23年度の保険料が7月上旬に決定され、7月中旬には被保険者に通知することから、特に緊急を要し、専決処分したものであり、この条例の施行期日については、公布の日から施行され、平成23年3月11日から適用するものであります。

次に、議案書の21ページをお開きください。

議案第9号平成23年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について説明申し上げます。

今回の補正は、平成22年度に社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金が、保険給付費の確定により超過交付分を精算する必要があること、また、健康づくり訪問指導事業が県事業の緊急雇用創出臨時対策基金事業の補助金交付対象になったことにより、所要額の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額に、6億5,804万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,386億396万4,000円とするものであります。

以上、概略を説明申し上げましたが、前に提出いたしております補正予算書及び事項別明細書とあわせてご審議をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（武田正廣） これで説明は終わりました。

これより議案第8号から議案第9号に対する質疑を行います。これまでに質疑の通告はございません。これをもって、議案第8号から議案第9号に対する質疑を終了いたします。

これより順次、討論、採決を行います。まず、議案第8号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の専決処分について承認を求める件について討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成23年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終了いたします。

これより採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（武田正廣） この際、広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、人事案、単行案、予算案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切なご決定をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先ほど提出案件の概要説明でも申し上げましたが、後期高齢者医療制度にかわる新たな制度については、施行時期を含め、当初の予定とは状況が異なっております。しかしながら、当広域連合といたしましては、いかなる状況下にあっても、高齢者の皆様が、医療に対する不安を持つことなく、安心して医療サービスを受けることができますよう、今後も全力を尽くしてまいりますので、皆様におかれましても、引き続きのご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉 会

○議長（武田正廣） この際、お諮りいたします。会議規則第43条の規定により、本臨時会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（武田正廣） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。これで、平成23年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時47分 閉会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長 武 田 正 廣

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 渡 邊 彦兵衛

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 佐 藤 文 昭